

5 「武力の行使」の憲法上の根拠（憲法解釈）と国際法上の根拠（違法性阻却事由）との関係

- (1) 我が国による「武力の行使」が憲法を始めとする我が国の法令に従い、かつ、国際法を遵守して行われることは当然であるが、その「武力の行使」が許される憲法上の根拠（憲法解釈）と国際法上の根拠（違法性阻却事由）とは区別して理解する必要がある。
- (2) 憲法上、我が国が「武力の行使」を行い得るのは、あくまでも武力の行使の三要件を満たす場合に限られるが、その国際法上の根拠としては、個別的自衛権の行使、集団的自衛権の行使及び武力行使を容認する国連安保理決議に基づく集団安全保障措置がある。
- (3) したがって、我が国が武力の行使の三要件を満たす「武力の行使」であって、国際法上は個別的自衛権あるいは集団的自衛権の行使として違法性が阻却されるものを行っている場合に、国際法上の違法性阻却の根拠が国連安保理決議となつたとしても、我が国が武力の行使の三要件を満たす「武力の行使」をやめなければならないということはない。

※ 集団安全保障等と憲法については、11 (436頁参照)

(質問主意書・答弁書)

(平26・6・27 対大野元裕・参)

一から三までについて

御指摘の国際連合憲章（昭和31年条約第26号。以下「憲章」という。）第42条を含む憲章第7章においては、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為が行われた場合に国際の平和及び安全を維持し又は回復するため国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）が採ることのできる一連の行動（いわゆる経済制裁措置を含む。）について定めており、これらの一連の行動を総称して講学上集団安全保障の措置と呼ぶことがある。また、憲章第7章は、第51条において、国際連合加盟国（以下「加盟国」という。）に対して武力攻撃が発生した場合の個別的又は集団的自衛の権利についても定めている。御質問の趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に御質問が、憲章上安保理が前述のいわゆる集団安全保障の措置のいずれかを採った場合において、それ以後加盟国は憲章第51条の定める個別的又は集団的自衛の権利行使し得なくなるか否かを問うものであれば、その点は、それぞれの場合の具体的な状況によるものであり、憲章の解釈上必ず行使し得なくなるというものではないと考えている。

四について

我が国に対する武力攻撃が発生し、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす場合においては、我が国自身が武力の行使をしてこれを排除することは、憲法上許容されるところ、これは国際法上は個別的自衛権の行使として正当化されるものであるが、お尋ねのように、安保理により武力の行使を含む必要な措置が採られることとなつた場合、国際法上の正当化の根拠が安保理の決議になるとしても、憲法上の考え方が変わることになるとは解されない。

(閣議決定)

<國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について>

(平26・7・1 閣議決定)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が國の存立を全うし、國民を守るため、すなわち、我が國を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(国会答弁例)

〔参・予算委

平26・7・14〕

〔横畠内閣法制局長官答弁 対高村委員〕

○横畠政府参考人 …新三要件のもと、憲法上一定の武力行使が容認されるわけでございますが、その根拠は、これまでどおり、昭和47年の政府見解で示された基本的な考え方を踏襲したものであり、国際法上合法であるという理由によるものではございません。すなわち、憲法上武力の行使が許容される根拠は、その行使の際に必要な国際法上の違法性阻却事由とは別の事柄であります。

したがって、我が国が、新三要件を満たす武力の行使であって、国際法上個別的自衛権あるいは集団的自衛権の行使として違法性が阻却されるものを行っている場合に、国際法上のその根拠が国連安保理決議となつたとしても、法理上は、我が国が新三要件を満たす武力の行使をやめなければならないということにはならないと考えられます。

〔衆・予算委 平26・7・14
横畠内閣法制局長官答弁 対今井委員〕

○横畠政府参考人 まず、前提としてお話ししなければならないのが、個別的自衛権あるいは集団的自衛権という概念は国際法上の概念でございまして、区別するメルクマールとしては、自国に対する武力攻撃が発生しているか、そうでない場合かというところで分けています。目的が自国防衛であるか他国防衛であるかという目的で分けているものではないと承知しております。

その上で、憲法上でございますけれども、憲法上は自衛権という言葉すら書き込まれていないということでございまして、憲法上は、国際法上の概念といいますか、国際法上どのような根拠でそのような武力の行使が許されるかということを根拠として、憲法上一定の行為が許されるという考え方ではございませんで、憲法自身、一見するとあらゆる武力行使を禁じているように見えますけれども、さすがの憲法も、自国の存立が脅かされ、国民が犠牲になるという場合において、そういう究極の場合において必要最小限の武力を行使することができる、それが47年政府見解の基本的な考え方でございまして、その考え方の中にどういう事態が当てはまるかということにつきまして、繰り返しになりますけれども、これまでに我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識だったわけでございますけれども、それに加えて、今回の三要件を満たす場合、そのようなものも、同じような状況といいますか、我が国が憲法のもとで武力の行使を許される場合に当たり得る、そういう整理をしたところでございます。

〔衆・予算委 平27・3・3
横畠内閣法制局長官答弁 対辻元委員〕

○横畠政府特別補佐人 国連の安保理決議がある場合、これは国際法上、武力の行使が可能でございます。しかし、我が国としては、憲法9条のもとで、国連決議があるからといって、その決議のとおりに全て武力の行使ができるという解釈をしているわけではありませんで、あくまでも憲法上の制約であります新三要件を満たす、それ

と重なり合う範囲において我が国としての武力行使が可能であるということを繰り返し申し上げているところでございます。

〔衆・平安特委 平27・5・27
横畠内閣法制局長官答弁 対松野委員〕

○横畠政府特別補佐人 武力の行使の根拠につきましては、国内法上の根拠と、国際法上の根拠、違法性阻却と考えますが、これは一応別物と考えております。

これまで憲法第9条のもとで行使が許されるとしていた自衛権の行使についての議論でございますけれども、このたびの新三要件も含めまして、これは憲法上の考え方でございます。これについて、もとより、国際法上正当化される、つまり違法性が阻却される必要がございますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における我が国の対応、武力行使といいますのは、国際法上は個別的自衛権として整理されます。

これに対して、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合において、他国に対する武力攻撃が発生したことによって我が国が武力を行使するという場合につきましては、国際法上は集団的自衛権として正当化される、そういうことでございまして、このたびの新三要件のもとで憲法上許容される、例外的に許容されると考えましたもののうち、我が国に対する武力攻撃が発生した場合以外のもの、すなわち、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合における我が国の武力の行使というものは、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものであるということを述べたものでございます。

〔衆・平安特委 平27・5・28
安倍内閣総理大臣答弁 対緒方委員〕

○安倍内閣総理大臣 個別的自衛権とは、一般に、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化される権利をいい、そして、集団的自衛権とは、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいう、このように解されております。

日本国憲法のもとで、我が国による自衛の措置として武力の行使が許容されるのは、あくまで三要件が満たされる場合に限られるわけでございますが、そこで、…第一要件、第二要件において、…我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由そして幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険と書いてあり、そして、他にこれを排除するに、国の存立を全うし、そして国民を守るために他に適当な手段がない、こう書いてあるから、これは個別的自衛権ではないかという趣旨の御質問だと思います。

しかし、現象として、我が国に対する武力攻撃が発生していない。そして、目的が、いわば事実上、もちろん我が国の存立のために行う武力行使であったとしても、現象としては、我が国に対して武力攻撃が発生していないくて、他国に対する、密接に關係

ある他国に対して武力攻撃が発生している以上、国際法的には、これは集団的自衛権としての行使を行わなければ、個別的自衛権としては行使できない、このように我々は理解しているところでございます。

〔衆・平安特委 平27・5・28〕
〔岸田外務大臣答弁 対江田委員〕

○岸田国務大臣 …御指摘のように、国際法の世界においては、集団的自衛権の性質について種々の学説がある、そのとおりであります。まず、我が国としまして、そのさまざまな学説の中で特定の学説を支持しているというわけではありません。

そして、我が国の立場ですが、国連憲章上、個別自衛権とは、一般に、自國に対する武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化される権利といい、集団的自衛権とは、一般に、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利、このように我が国の立場を説明しております。

そして、憲法との関係について御指摘がありました。日本国憲法のもとで、我が国による自衛の措置として武力行使が許容されるのは、あくまでも三要件が満たされる場合、国民の命や平和な暮らしを守るために他の手段がない、そして必要最小限度のもの、こういったものに限られる、こういった整理をさせていただいております。

そして、その武力の行使が認められる範囲を国際法上説明するとしたならば、個別的自衛権で説明される部分もあり、そして、一部集団的自衛権として説明される部分がある、こういった説明をさせていただいています。

そして、集団的自衛権と個別的自衛権、この区別ですが、先ほど申し上げました我が国の立場に立っておりますので、個別的自衛権は、自國に対する武力攻撃を実力をもって阻止する、集団的自衛権は、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止するということで、自國に対する攻撃がある、ないで、これは明らかに線が引かれております。

こうした個別的自衛権と集団的自衛権の線引き、これは極めて大事だと思います。なぜならば、個別的自衛権を必要以上に拡大することになりますと、他国の要請を受けないのに武力行使に踏み切る、こういった事態にもつながりかねません。

このように、我が国としましては、集団的自衛権と個別的自衛権、先ほど申し上げました解釈に立って、明らかに線を引き、今申し上げましたような点においても不都合が生じないように、厳密に運用するべきであると考えております。

〔衆・平安特委 平27・6・1〕
〔安倍内閣総理大臣 答弁〕

○玄葉委員 …国連憲章51条、集団的自衛権行使が許されるのは安保理措置がとられるまでの間に限定されているということを明確に規定しているわけでありますが、ホルムズ海峡の機雷掃海のケースで、途中から集団安全保障措置になった場合は、そのまま集団安全保障としての活動を行うのか、撤収するのか、イエスかノーかで結構

ですから、お答えください。

○安倍内閣総理大臣 それは、集団的自衛権の行使から、今委員がおっしゃったような条件が整って集団安全保障措置に変わったとしても、それが三要件であり続ければ、当然、機雷掃海は行い続き得るということあります。

これは、例えば、個別的自衛権を発動している中において、安保理の決議があって、それが集団安全保障措置に変わったとしても、個別的自衛権の行使をやめるわけではないのとこれは同じ理屈というふうに御理解をいただければと思います。

○玄葉委員 集団安全保障措置を行う、集団安全保障活動としての武力の行使を行う要件と、自衛権の要件が同じであるというのは、私は何か腑に落ちないんですね。

…つまりは、集団安全保障活動を行っていて、そして新三要件に該当しなくなれば、撤収するということでしょう。そうじやないんですか。撤収しないんですか。

○安倍内閣総理大臣 まず、新三要件に該当しなくなれば、これは終わります、撤収する。しかし、当たれば、例えば、集団的自衛権の行使の一環として機雷掃海を行っている、しかし、そこで国連決議等々があって、これは集団安全保障措置となったとしても、三要件に該当すれば、当然それは継続するということあります。

それで、個別的自衛権の話を例に出しましたのはわかりやすくするためにありますて、我が国に攻撃があつて、日本が個別的自衛権の発動をしている、これは集団安全保障措置がとられるまでの間であります、しかし、それは、国連決議があつて集団安全保障措置として行うということになったとしても、日本が個別的自衛権の行使を、なつたらやめるということにはならない。要件が整つていれば、日本に対する武力攻撃が続いているのであれば、当然、個別的自衛権を行使し続けるのと同じこれは理屈であつて、そのまま要件が続くのであれば、当然続いていくという理屈になっているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○玄葉委員 いや、これは、要は、集団的自衛権の三要件に該当するのでホルムズ海峡で機雷掃海をしています、途中、安保理決議がありました、安保理決議があつて、今度はもう集団的自衛権の行使はできないわけですね。少なくとも行使はできない、これは国際法上の要請です。そうすると、集団安全保障措置の活動に変わりますね。そうですよね。それは確認できますね。

○安倍内閣総理大臣 それは、…そのとおりでありますて、つまり、正確に言うと、武力行使を続けるということでありまして、その武力行使を続ける形態が、先ほどもちょっとと言い間違えましたけれども、個別的自衛権が集団安全保障措置に変わった中における武力行使が続くということでありまして、集団的自衛権におきましても、集団的自衛権が集団安全保障措置になれば、集団安全保障措置の中の武力行使が続く、こういうことでございます。

〔衆・平安特委 平27・7・8
横畠内閣法制局長官答弁 対北側委員〕

○横畠政府特別補佐人 …個別的自衛権、集団的自衛権というものは国際法上の概念

でございまして、憲法においてはそもそも自衛権という言葉すら用いられておりません。憲法上は個別的自衛権あるいは集団的自衛権という区分がそもそもあるわけではございません。

従前の自衛権発動の三要件におきましては、昭和47年の政府見解で示された「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」に当てはまる事態は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識のもとで、ちょうどこれに見合う国際法上の概念であります個別的自衛権の行使が許される、そのような言い方をしてきたということでございます。

〔参・平安特委 平27・7・28
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 戦争はもう国際法上禁止されております。

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のこれまでの個別的自衛権の発動、それによって我が国が武力を行使することはこれまで認められておりました。それは、我が国が戦争をするのかと言われると、それは戦争をするのではないと、あくまでも我が国を守るための自衛の措置としての実力の行使をするものであると説明をしておりまます。

今般の新三要件の下での限定された集団的自衛権の行使は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございまして、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではないということでございまして、個別的自衛権を行使する場合と同様に戦争をするものではありません。あくまでも我が国を防衛するための自衛の措置にとどまるものでございます。

○福山委員 戦争というのは全部自衛の戦争なんじゃないんですか。戦争は全部自衛の戦争なんじゃないんですか。そうじゃなければ、国際法の違反なんじゃないですか、長官。

○横畠政府特別補佐人 現在の国際法の理解といたしましては、戦争は禁止されていると理解しております。

○福山委員 だから、違法性を阻却される戦争は自衛のための戦争なんじゃないですか。

○横畠政府特別補佐人 国連憲章上、その武力の行使が正当化される事由としては、安保理決議に基づく場合のほかに51条による個別的、集団的自衛権の行使の三通りがございます。

〔参・平安特委 平27・7・29
安倍内閣総理大臣答弁 対西田委員〕

○安倍内閣総理大臣 …国連憲章の下では戦争は違法化されています。国連憲章の下で違法でない武力の行使は、個別的自衛権によるもの、集団的自衛権によるもの、国連安保理決議に基づく集団安全保障措置の三つのみであります。これらは、国連憲章の下で違法とされている戦争とは明確に区別されています。

我が国が新三要件が満たされた場合に行う武力の行使は、あくまでも我が国の自衛のための措置であり、国際法上も正当な行為であります。にもかかわらず、戦争をする、戦争に参加するという表現を用いることは、あたかも違法な行為を我が国が率先して行っていると誤解されかねない、極めて不適切な表現であると思います。我が国の自衛のための措置、我が国の防衛のための実力の行使という表現を用いることが適切であると考えます。

〔参・平安特委 平27・8・4
安倍内閣総理大臣答弁 対山本委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 個別的自衛権の行使の前提となる我が国に対する武力攻撃とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいうものであって、これはこれまで政府が一貫して述べてきた考え方であります。

したがって、公海上にある米国の艦艇に対する武力攻撃は、基本的には我が国に対する武力攻撃の発生と認定できるものではありません。实际上も米国の艦艇への攻撃を我が国への武力攻撃の着手と認定することは難しいと考えられるわけであります。このため、政府としては、新三要件に該当すると判断する場合には、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として極めて限定的な集団的自衛権の行使を行うことができるようになります。これが適切であると、こう考えたわけでございますが、秋山長官が答弁をしたのは〔編注：平15・5・16の衆・安保委における答弁及び平16・6・10の参・イラク事態特委における答弁 51頁及び52頁参照〕、これは純粹に法理上、言わばここで議論の世界の中だけの、法理上はあり得る、つまり、たまたま自衛艦の真ん前に米艦がいて、相手国は日本を攻撃をすると明確に意図をしていて、その撃った弾がたまたま米艦に当たってしまうという、これは事実上、まず實際はそんなことは起こり得ないわけでございます。

こうしたようなケースでは純粹法理上にはそうであるということでありまして、これは純粹法理上で、事実上ほとんどこれは考えられないわけでありますし、また、実際、これは国際法上の観念であって、そこで我々が果たして、勝手に着手と見たのではないかと疑いを持たれる可能性が明らかではないか、つまり、国際法上はそうであったとしても、集団的自衛権という概念の中に入ってくる可能性は大変高いんではないかと、このように思うわけでございまして、国際法は遵守しなければならないのは当然のことであります。

平和安全法制を考えていく上において、安保法制懇においても、個別的自衛権においてどこまで対処できるかということが議論されたわけでございますが、国際法の世

界においてはそれは結局先制攻撃として非難される危険性が高いとして我々は排除したところでございます。

(国会提出資料)

〈平成27年7月13日の衆議院我が国及び関際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横路孝弘委員の指摘事項について〉

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・21)

(内閣官房・外務省)

(違法性阻却事由について)

○国際法上、「武力の行使」を行うためには、これを正当化するための違法性阻却事由が必要である。この点、存立危機事態において、我が国を防衛するための自衛の措置として「武力の行使」を行う場合は、我が国に対する武力攻撃ではなく他国に対する武力攻撃の発生を契機とするものであることから、国際法上、個別的自衛権によって正当化することはできず、集団的自衛権又は武力行使を容認する国連安保理決議によって正当化する必要がある。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・26
岸田外務大臣答弁 対大塚委員〕

○国務大臣（岸田文雄君） …要は、国際法上、国連憲章2条4項によりまして、そもそも武力の行使というのは禁止されています。そして、その武力の行使を正当化する理由としまして国連憲章におきましては、51条において集団的自衛権と個別的自衛権、そして第7章によって集団的安全保障、この三つを挙げています。こうした理由によって武力の行使の違法性を阻却する、これが国際法のありようであります。

そして、その中の集団的自衛権という部分につきましては、先ほど申し上げましたような要件の下に国際社会において認められているわけであります。そして、その中の一部をどう使うかということにつきましては、それぞれの国の法律や事情によって決められるものであります。

こうしたことであるからして、フルスペックの集団的自衛権のうち、限定的な集団的自衛権という考え方は現実に存在する、よって、先ほど申し上げましたような概念はあり得るという答えをさせていただいた次第であります。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、集団的自衛権につきましては、国連憲章51条に定められております。そして、この集団的自衛権は義務ではありません。権利であります。その51条に定められている権利のうち、どの範囲まで行使するか、これは主権国家たるそれぞれの国の判断に委ねられている、これが実情であると考えます。根拠は、国連憲章51条であります。その一部を、それぞれの国がそれぞれの判断で行使をする。

我が国においては、今御審議をお願いしている限定的集団的自衛権という形で行使

をするべきではないか、こういった御議論をお願いしております。

[参・平安特委 平27・8・26]
岸田外務大臣答弁 対小野委員

○国務大臣（岸田文雄君） …まず、基本的に我が国が武力行使を認められるのは、憲法との関係において新三要件が認められている場合です。そして、それを、そうした武力行使を国際法上正当化する理由としまして、従来から議論があります集団的自衛権があり、そして今委員の方から御指摘がありました集団安全保障、国連憲章第七章、これも理由になるのではないか、こうした御指摘がありました。

結論から言いますと、そうした集団安全保障を正当化する理由にする場合もあり得ます。だから、あります。だから、今衆議院の議論の際にも、途中から正当化する理由が集団的自衛権から集団的安全保障に変わった場合どうするんですかと、そういう質問があった、そのとおりであります。

…集団安全保障をもって我が国の武力行使を正当化できるケースというのは極めてまれであると考えます。ですから、通常の場合は集団的自衛権をもって正当化される、これが通常であります。ですから、実際問題として、我が国が存立危機事態を認定する際に、その武力攻撃を受けた国からの要請、同意、これが求められることになる、これが通常であると考えます。

○国務大臣（岸田文雄君） 今申し上げたように、新三要件の認定は国内の手続としてありますが、それを国際法上正当化する理由として二つありますが、集団安全保障をもって正当化するケースは極めてまれだということを申し上げております。

よって、先ほどの質問で、そういうことを想定するがために、要請、同意を法律の中に書き込まなかつたのではないか、こういった指摘がありましたが、こういった理由では全くないということは申し上げたいと思います。

[参・外交防衛委 平27・8・27]
岸田外務大臣答弁 対小野委員

○国務大臣（岸田文雄君） …我が国が憲法との関係において武力の行使が認められているのは新三要件に該当するときのみであります。そして、国際法上の正当性を示す根拠となるものとして個別的自衛権と集団的自衛権、そしてさらには集団安全保障があると考えています。

そして、…この集団的安全保障というのは極めて限定されるという説明をさせていただいたと思います。集団的安全保障、要は国連安保理による決議に基づく対応ですが、これは、事態が発生してすぐ国連の決議が発せられるということはまれであると思いますし、この国連安保理決議につきましては、現実、御案内のとおり、常任理事国間の意見の不一致等によってなかなか発せられない、こういったこともあります。

そして、加えて、今規定の中にありましたように、51条の規定自身が、必要な措置がとられるまでの間、個別的あるいは集団的自衛権を使用することを害するものではない、こういったことになっています。

そして、現実考えた場合、我が国が武力行使ができるのはあくまでも三要件に該当した場合でありますので、国の存立や国民の命や暮らし、そして幸福追求の権利に対する明白な危険が生ずる場合のみでありますので、国連の決議が出たとしても、これが一致しなければ我が国は対応できないわけでありますので、現実問題、ほとんどの場合、個別的自衛権あるいは集団的自衛権、これが国際法上の根拠になると考えております。

○國務大臣（岸田文雄君）…我が国が認められる武力の行使、これは憲法との関係において新三要件に認められるときだけであります。まずそこがしっかりと確定した上で、それを国際法上どう説明するのか、こういったことであります。我が国が集団安全保障に参加するというのではなくして、我が国が憲法上認められる武力行使がどう説明されるのか、その理由として、今申し上げました個別的自衛権と集団的自衛権と集団安全保障ということもあり得るということ、これは從来からずっと何回も説明させていただいているところであります。これは、そういったことでしっかりと整理をしております。

(国会提出資料)

<「限定的な集団的自衛権」の国際法上の根拠について>

(参・平安特委理事会提出 平27・8・28)

(外務省)

1. 存立危機事態における「新三要件」の下での「武力の行使」は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものであることから、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある。
2. しかしながら、この「武力の行使」は、あくまでも我が国存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛措置として行われるものに限られるのであって、国際法上認められている集団的自衛権一般について、その行使が許されるとしたものではない。
3. 国際法上、集団的自衛権とは、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。集団的自衛権は、国連憲章第51条において規定され、国家に認められている権利であり、各国がその範囲内でこれを制限的に行使しても国際法上何ら問題はない。
4. したがって、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を排除するために認められている集団的自衛権一般の行使の範囲内において、我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限の自衛措置に限り、上記2. で述べた「限定的な集団的自衛権」を行使することも、国際法上国連憲章第51条を根拠として認められる。

<集団安全保障措置に日本が参加することが憲法9条が認めている自衛の措置に含まれるという解釈並びに存立危機事態による武力行使の理由として集団安全保障を使

うこともあり得ることについて>

(参・外交防衛委理事会提出 平27・9・8)

(内閣官房・外務省)

- 1 我が国による「武力の行使」が憲法を始めとする我が国の法令に従い、かつ、国際法を遵守して行われることは当然であるが、その「武力の行使」が許される憲法上の根拠（憲法解釈）と国際法上の根拠（違法性阻却事由）とは区別して理解する必要がある。
- 2 憲法上、我が国が「武力の行使」を行い得るのは、あくまでも「新三要件」を満たす場合に限られるが、その国際法上の根拠としては、個別的自衛権の行使、集団的自衛権の行使、武力行使を容認する国連安保理決議に基づく集団安全保障措置がある。
- 3 存立危機事態において我が国が「武力の行使」を行う場合に、その国際法上の根拠は、まずは集団的自衛権の行使となる場合が通常であると考えられるが、武力行使を容認する国連安保理決議に基づく集団安全保障措置になることもあり得る。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・9・14
岸田外務大臣答弁 対大塚委員〕

○國務大臣（岸田文雄君） ……国連憲章第51条によりまして集団的自衛権は定められています。これは、各国において、各国に集団的自衛権は認められているわけですが、これはあくまでも義務ではなくして権利であります。ですから、義務ではありませんので、これ全て、国際水準でフルバージョンの集団的自衛権行使しなければならないというものではありません。各国に認められた権利の中で、自国の憲法あるいは法律との関係においてどの部分行使するのか、これは各国にそれぞれ委ねられていると考えます。

我が国においては、国際社会において認められている集団的自衛権の中にあって、憲法との関係において、憲法の要請において、その一部分、限定的な集団的自衛権行使するという考え方を示しているということであり、これは国際的な考え方と矛盾するものではないと考えます。

〔参・平安特委 平27・9・14
横畠内閣法制局長官答弁 対山口委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法には、そもそも自衛権という言葉はございません。憲法第9条の下で我が国と国民を守るためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置が許されるというのは、先ほど述べたような憲法の解釈によるものでございます。

従来の解釈におきまして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限って武力の行使が許されるとしていたことから、それを国際法上の概念を用いて個別的自衛権の行使のみが許されると表現していたものでございます。憲法の解釈として、いきなり

国際法上の概念を借りてきて個別的自衛権の行使だから許されるという論理であったわけではございません。また、集団的自衛権の行使について、それ自体何か危険なものである、あるいは平和主義等の憲法上の価値に照らして許容し難いものであるという判断からこれを排除していたということでもございません。

新たな解釈におきましては、新三要件の下で、極めて限定された範囲において、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする我が國自衛の措置としての武力の行使を認めておりますが、これを国際法上の概念で整理すれば、限定されたものであるとはいえ、集団的自衛権の行使と言わざるを得ないということでございます。

自衛の措置としての武力の行使の憲法上の根拠と国際法上の違法性阻却事由、すなわち個別的自衛権の行使であるのか集団的自衛権の行使であるのか、あるいは安保理決議に基づく集団安全保障措置のいずれに当たるのかということとは法的には別の事柄でございまして、新三要件で申し上げていますのは、あくまでも憲法上の根拠として整理したということでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平27・9・29 対牧山ひろえ・参)

一並びに二の1から5まで及び7について

我が国による「武力の行使」が憲法をはじめとする我が国の法令に従い、かつ、国際法を遵守して行われることは当然であるが、その「武力の行使」が許される憲法上の根拠と国際法上の根拠とは区別して理解する必要がある。

憲法上、我が国が「武力の行使」を行い得るのは、あくまでも「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示しし、平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号口に明記されている「武力の行使」の三要件を満たす場合に限られるが、その国際法上の根拠としては、個別的自衛権若しくは集団的自衛権の行使又は国際連合安全保障理事会決議（以下「国連安保理決議」という。）に基づくいわゆる集団安全保障の措置がある。国際連合憲章（昭和31年条約第26号。以下「憲章」という。）第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しているが、国連安保理決議に基づくいわゆる集団安全保障の措置が採られた場合において、それ以後国際連合加盟国が個別的自衛権又は集団的自衛権を行使し得なくなるかについては、それぞれの場合の具体的な状況によるものであり、

憲章の解釈上必ず行使し得なくなるというものではないと考えている。…

…存立危機事態において我が国が「武力の行使」を行う場合に、その国際法上の根拠は、まずは集団的自衛権の行使となる場合が通常であると考えられるが、国連安保理決議に基づくいわゆる集団安全保障の措置になることもあり得る。集団的自衛権の行使の場合には、国際法上、武力攻撃を受けた国の要請又は同意が必要であるが、国連安保理決議に基づくいわゆる集団安全保障の措置の場合には、国際法上、武力攻撃を受けた国の要請又は同意は必要ない。

5 - A 国際法の遵守と集団的自衛権行使の国際法上の要件等

(1) 我が国が憲法上の要件である「武力の行使」の三要件の下で武力の行使をする場合において、武力の行使に係る国際法上の要件を満たさなければならないことは当然であり、このことは、国内法上、自衛隊法第88条第2項の「国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し」との規定によって担保されている。

(2) 一般国際法上、ある国家が集団的自衛権を行使するための要件は、武力攻撃を受けた国からの要請又は同意があること、当該国に対する武力攻撃を排除するために他に適当な手段がないことに加え、必要最小限度の実力の行使であること、すなわち、「均衡性」の要件を満たすことであると一般的に考えられている。

(3) また、集団的自衛権の行使は、あくまでも、他国に対する武力攻撃の発生を前提としており、何ら武力攻撃が発生していない段階で自ら武力の行使を行う国際法上違法ないわゆる「先制攻撃」とは異なる。

① 國際法の遵守と集団的自衛権行使の國際法上の要件に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭35・3・1
林法制局長官 答弁〕

○林(修)政府委員 … [編注: 自衛隊法] 第88条に「第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができます。」一応防衛出動を命令された場合には武力行使ができるわけでございますが、同時に第2項をごらんになりますと、第2項で「前項の武力行使に際しては、國際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、」云々とございます。そういうわけでございまして、当然にこれは日本が入っておる国連憲章をかぶるという考え方でございます。従いまして国連憲章において第51条の、いわゆる自衛権の行使の要件は、先ほど條約局長が御説明いたしました通りに、要するに武力攻撃の発生した場合でございます。従いまして防衛出動を命ぜられた自衛隊といえども、武力攻撃に対処して実力を行使するのは発生した場合に限るということがこの88条から当然出てくるわけでございます。…

○林(修)政府委員 …自衛隊の権限の行使は88条に書いてあるわけでございます。内閣総理大臣が自衛隊に対する防衛出動を命令する要件は、第76条に書いてあるわけでございます。その第76条に基づいて防衛出動を命ぜられた自衛隊の権限は、御承知の通り第88条にございます。第88条第1項は、つまり他から武力攻撃を加えられた場合には、これに対して武力行使ができる。それで、2項において、これは御承知の通りに、國際の法規、慣例に従わなければならないということが、はつきり書いてございます。これは国連憲章に従うということを同時に意味しておるわけであります。国連憲章のみではございません。ほかにもいろいろの國際法規がございますが、そういう意味でございまして、これはまさに51条の要件に当たる場合以外には、武力を行使してはいけないということを、88条の第2項ははつきり書いておるわけでございます。そういう点におきまして、何らこれは国連憲章とも矛盾はないわけでございます。

〔衆・予算委 昭48・9・19
角田内閣法制局第一部長 答弁〕

○前川旦君 …自衛隊法の88条の第2項「(防衛出動時の武力行使)」「前項の武力行使に際しては、國際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。」と明記されてあります。ここでいう「國際の法規及び慣例による」と、「法規及び慣例」というのは具体的にどういう、一つ一つを全部あげる必要はありませんけれども、どういうことをさしているのか、お尋ねをいたします。

○政府委員（角田礼次郎君） そこでいう「国際の法規及び慣例」といたしましては、たとえば1907年のヘーグにおける陸戦法規とか、あるいは1899年の毒ガス使用禁止に関するヘーグ宣言、1922年の潜水艦及び毒ガスに関する五国条約、まあそのほかいろいろあると思いますが、それからさらに確立された慣例としましては、たとえば海戦の場合に白旗の掲揚があったときは攻撃を中止するとか、いずれにしても、一般的に申し上げれば人道的な見地においてできているもの、そういういろいろなものがあると思いますが、そういうものについては、自衛隊が防衛出動をする場合にもそれによるべきものであるということだろうと思います。

〔衆・国際平和特委 平2・10・26
柳井外務省条約局長 答弁〕

○柳井政府委員 …いわゆる戦時国際法と申しますのは、戦争が政策遂行の一つの手段として認められておりました時代に、戦争の仕方を規律するものとして発達してきたものでございます。現在の国連憲章のもとにおきましては、武力の行使が一般的に禁止されておりまして、その例外として自衛権行使等の認められている制度でございますが、この結果、伝統的な意味での戦争というものは認められなくなつたわけでございます。国際法におけるこのような戦争観の変化の結果、戦時国際法のうち戦争開始の手続、中立国の義務等、戦争が違法でないことを前提とした国際法現がそのままの形で適用される余地はなくなつていると思います。

他方、従来の戦時国際法の中の害敵手段の制限とかあるいは戦争犠牲者の保護等にかかる国際法規は、国連憲章のもとにおきましても、武力紛争が生じた場合には適用されるものというふうに考えております。したがいまして、…確かに陸戦法規等ございますが、特に中立法規というものはそのままの形で適用されるということではないと思いますので、その点だけをちょっと申し上げておきます。

〔衆・平安特委 平27・6・1
安倍内閣総理大臣・岸田外務大臣答弁 対玄葉委員〕

○岸田国務大臣 一般国際法上、ある国が集団的自衛権を行使するための要件ですが、三つ考えられています。

一つは武力攻撃を受けた国からの要請または同意があること、他に適当な手段がないこと、そして必要最小限度の実力行使であること、このように一般的に考えられております。

○岸田国務大臣 集団的自衛権の行使をするに当たって、この要件、三要件に加えてもう一つ、要請、同意、こうした要件を入れるべきではないか、こういった御質問です。

武力攻撃を受けた国の要請または同意が必要なこと、これは、先ほど申し上げましたように、国際法上、当然の前提であります。こうした国際法を遵守すること、これは大前提であり、こうした国際法の遵守、国際法の原則においては、従来の法制におきましても、国際法を遵守する、これは当然のことですが、具体的に国際

法上の要件を法律の中に明記していない、こういったケースは多々あると思います。

我が国として、武力行使をする新三要件、これは、国際法上、国際法を遵守する、これは当然のことであるということ、これは再三申し上げているとおりであります。実態は、こうした国際法上の要件に加えて、我が国が武力行使を認められるのは、新三要件、国民の命や暮らしを守るために他に手段がなく、そして必要最小限の場合に限られると考えております。

○安倍内閣総理大臣　これは、今議論しているのは国際法上の要請でございまして、まさに三要件につきましては、憲法上の要請においてこれは設けられた要件でございまして、この趣旨は法律に書き込んでいる。

当然、集団的自衛権の行使がなぜ許されるかというと、これは国際法上合法である。合法の中においての要件としていわば要請があるということでございまして、攻撃を受けた国の要請または同意は、我が国が独自にこれを法律で定めるまでもなく、国際法上の明確な要件であるということでございます。このため、存立危機事態の要件として重ねて規定する必要はないと考えております。…

〔衆・平安特委 平27・6・29
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○長妻委員　この事例は、総理がお出しになっておられる北朝鮮の半島有事の事例で申し上げているつもりなんですが、そうしたとき、アメリカだけを攻撃する、日本には迷惑かけたくないなんということはもちろんあり得ないですし、総理が挙げた事例、稻田さんに対する答弁で、ことしの5月26日、本会議で総理がおっしゃった事例としては、我が国を守り、これに反撃する能力を持つ米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに云々かんぬんということで、つまり、総理も、存立危機事態に挙げているのは、我が国を守り、これに反撃する能力を持つ米国の艦艇というふうにおっしゃっておられるわけで、…これは日本周辺においては重なるのではないのか。個別的自衛権の、着手、これを、拡大しちゃいけないですよ、拡大しちゃ。ただ、着手という概念を整理することで対応できるのではないか。…

○横畠政府特別補佐人　…我が国に対する…国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というもの…それ自体を要件として我が国の武力行使の可否というものを決めていく、仮にそういうことといたしますと、非常に不安定というか、まさに我が国の判断で、我が国の思いだけで武力の行使に及んでしまうというおそれというものがむしろ大きくなるのではないか。

むしろ、国際法上の縛りというのがきっちりありますので、やはり、我が国に対する武力攻撃が発生した場合の個別的自衛権の要件というものがあり、それを満たすときには個別的自衛権で行います。

それから、集団的自衛権の行使の場合には、被害国の要請、同意みたいなものも要件とされていますので、そういうものも当然加えた上で、集団的自衛権を満たす場合という国際法上の縛りもしっかりと踏まえた上での、かつ、憲法上の縛りでありますと

ころの我が国自衛というか、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという明白な危険がある、それもやはり要件として加えた場合に限って武力の行使ができる、そういうことの方が規範性が高いというか、不用意な武力の行使に及ぶ危険性が低い制度ではないかと思います。

(質問主意書・答弁書)

(平27・7・28 対長妻昭・衆)

一について

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）は、憲法第9条の下で「武力の行使」が許容されるための要件であり、国際法上の要件をお示ししたものではなく、国際法上集団的自衛権の行使の要件とされる武力攻撃を受けた国（以下「被攻撃国」という。）の要請又は同意は明記されていないが、我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であり、「武力の行使」の国際法上の根拠が集団的自衛権となる場合には、被攻撃国の要請又は同意が必要となる。

この被攻撃国の要請又は同意は、一般国際法上、集団的自衛権の行使の要件として必要であると考えられているものであり、御指摘の1986年6月27日のニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判決〔編注〕は、集団的自衛権の行使の要件について、必要性及び均衡性の要件に加え、自らが武力攻撃の犠牲者であるとする国による要請が必要であるとしているが、これは、集団的自衛権を行使することについての被攻撃国の同意をその要件から排除するとの趣旨ではないと考えられている。この同意は、条約等の形式によるものを含むが、一般国際法上、その形式について具体的な定めがあるわけではない。また、被攻撃国による要請又は同意が行われるべき時期については、個別具体的な状況によるものであり、一概に申し上げることは困難であるが、条約等の形式により被攻撃国に対する武力攻撃が発生する前にあらかじめ同意を与えておくことも認められるものと考えている。…

〔編注〕 ニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判決

(原文)

199. ... the Court finds that in customary international law, ... there is no rule permitting the exercise of collective self-defense in the absence of a request by the State which regards itself as the victim of an armed attack.

(仮訳)

パラ199 …裁判所は、慣習国際法上、自らが武力攻撃の犠牲者であるとする国家による要請がない場合に、集団的自衛権の行使を許容するような規則は存在しない、と認定する。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・19
岸田外務大臣答弁 対中西委員〕

○国務大臣（岸田文雄君） …集団的自衛権につきましては、従来から申し上げておりますように、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を自國が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利とされています。そして、一般国際法上、要件としまして、武力攻撃を受けた國からの要請又は同意、さらには他に適當な手段がないこと、すなわち必要性、そして必要最小限度の実力を行使すること、すなわち均衡性、この三つが満たすべき要件とされております。この点につきましては、我が國の考え方、そして国際法上あるいは国際社会において一般的に言われている考え方、これは一致をしていると思います。…

(国会提出資料)

<平成二七年七月一三日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横路孝弘議員の指摘事項について>

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・21)
(内閣官房・外務省)

…一般国際法上、ある國家が集団的自衛権を行使するための要件は、武力攻撃を受けた國からの要請又は同意があること、当該國に対する武力攻撃を排除するために他に適當な手段がないことに加え、必要最小限度の実力の行使であること、すなわち、「均衡性」の要件を満たすことであると一般的に考えられている。…

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・8・25
中谷防衛大臣答弁 対中西委員〕

○国務大臣（中谷元君） …国際法上、集団的自衛権の行使に当たっては、武力攻撃を受けた國の要請又は同意があることが当然の前提であり、昨年7月の閣議決定にも明記をされているとおり、我が國が武力行使を行うに当たっては国際法を遵守するのは当然であります、自衛隊法第88条第2項においても、自衛隊の武力の行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守することとされております。…

(国会提出資料)

<存立危機事態の認定に際し、相手国からの要請が必要であるかについて>

(衆・平安特委理事会提出 平27・8・28)
(内閣官房・外務省)

…国際法上、集団的自衛権の行使に当たっては、武力攻撃を受けた國の要請又は同意があることが必要であり、昨年7月の閣議決定にも明記されているとおり、我が國が「武力の行使」を行うに当たっては、国際法を遵守するのは当然である。そして、

このことは、自衛隊法第88条第2項において「武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し」と定められているとおり、法律上も担保されている。…

② いわゆる「先制攻撃」に関する答弁

(国会答弁例)

〔衆・安全保障委 平26・6・6
横畠内閣法制局長官・岸外務副大臣答弁 対伊佐委員〕

○横畠政府特別補佐人 …あくまでも一般論として申し上げるわけでございますけれども、いわゆる集団的自衛権の行使は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生を要件としておるところであり、いわゆる先制攻撃の問題とは異なると理解しております。

○岸副大臣 …国際法上、集団的自衛権を行使するためには、先ほども答弁がありましたがけれども、武力攻撃を受けた国の要請または同意が必要である、すなわち、武力攻撃の発生が集団的自衛権の行為の前提になるわけであります。

集団的自衛権の行使が容認されることにより、いわゆる先制攻撃が可能となることはない、こういうことでございます。

〔参・外交防衛委 平27・3・24
横畠内閣法制局長官答弁 対小西委員〕

○政府特別補佐人(横畠裕介君) …先制攻撃と集団的自衛権の行使は全く別のものでございまして、先制攻撃というのはいずれの国に対しても武力攻撃が発生していない場合に武力の行使ができるかという問題でございまして、集団的自衛権の場合には他国に対する武力攻撃は既に発生しているということを前提にしております。

(国会提出資料)

(参・外交防衛委理事会提出 平27・5・14)
(内閣法制局)

憲法第9条の下で許容される「武力の行使」のうち、国際法上、集団的自衛権が根拠となる場合は、昨年の閣議決定でお示ししたいわゆる新三要件のうちの第一要件にいう「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」を満たす場合に限られており、いわゆる「先制攻撃」や「予防攻撃」を認めるものではない。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・5・27
岸田外務大臣答弁 対岡田委員〕

○岸田国務大臣 先ほど申し上げましたように、まず、国連憲章上自衛権の発動が認

められているのは、武力攻撃が発生した場合であります。したがって、いわゆる先制攻撃あるいは予防戦争、こうしたものは国際法上認められておりません。これが基本的な考え方であります。

ただ、現実に対してそれを適用する際に、着手の時点がいつなのか等、厳密な議論が存在するのは事実でありますが、基本的な考え方は、今申し上げたとおりであります。

(国会提出資料)

<先制攻撃と集団的自衛権について>

(衆・平安特委理事会提出 平27・6・19)

(内閣官房・外務省・防衛省)

(略)

- 国際法上、「武力の行使」の違法性が阻却されるためには、自衛権の行使に当たること又は安保理の決定に基づくことが必要である。
- 国連憲章において自衛権の発動が認められるのは、武力攻撃が発生した場合であることから、何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず、ある国家が自衛権を援用して武力を行使することは、国際法上合法とは言えず、その要請又は同意があるとしても、その場合に我が国が国際法上集団的自衛権を根拠とする「武力の行使」を行うことはできない。

(国会答弁例)

[参・平安特委 平27・7・29]
岸田外務大臣答弁 対西田委員

- 国務大臣（岸田文雄君） 国連憲章におきまして自衛権が認められているのは、武力攻撃が発生した場合に限られています。したがって、いわゆる先制攻撃のように、何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず我が国が自衛権を援用して武力を行使すること、これは国際法上合法とは言えません。

一方、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利とされています。ここにおいては、他国に対する武力攻撃の発生、これが大前提であります。この集団的自衛権は、国連憲章上、加盟国に認められた固有の権利です。個別的自衛権、さらには国連憲章第7章における集団的安全保障と併せて、武力の行使の違法性を阻却するものとして認められております。ですから、国際法上合法と言えない先制攻撃とこの集団的自衛権、これは全く異なるものであります。…

[参・平安特委 平27・7・30]
安倍内閣総理大臣答弁 対広田委員

- 広田一君 …先制攻撃となり得るような行為は決してしないということでよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先制攻撃は、まさにこれは国連憲章にも反するわけでございますから、国際法にも反することは当然しないということはもうこれ自明の理でございます。

（政府提出資料）

＜6月19日に衆議院に提出された先制攻撃と集団的自衛権についての統一見解と現に武力攻撃を日本に対して行っていない国及びその意思もない国に対する日本からの攻撃に関する外務大臣の答弁との整合性について＞

（参・平安特委理事会提出 平27・8・18）

（外務省）

- 集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。集団的自衛権は、国際法上、国家に認められている権利であり、違法な行為であるいわゆる「先制攻撃」とは全く異なるものである。
- また、国連憲章において自衛権の発動が認められるのは、武力攻撃が発生した場合であることから、仮にある国家に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず当該国が個別的自衛権を援用して武力を行使することは、国際法上合法とは言えず、同国の要請又は同意があるとしても、その場合に我が国が国際法上集団的自衛権を根拠とする「武力の行使」を行うことはできない。

（質問主意書・答弁書）

（平27・10・6 対小西洋之・参）

一から三までについて

…集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。集団的自衛権は、国際法上、国家に認められている権利であり、違法な行為であるいわゆる「先制攻撃」とは全く異なるものである。